

地震発生時の登下校について

＜注意情報の発表時、解除時の登下校措置は、
「暴風・暴風雪警報」の時に準ずる＞

＜大地震が発生した場合＞

① 始業前に発生した場合

- ・児童は登校させないでください。
- ・学校やP T Aからの連絡・メール配信等があるまで登校させないでください。
- ・給食はありません。
- ・**午前11時**を過ぎても学校やP T Aからの連絡・メール配信等がない場合は、この日の授業を中止し、臨時休業日とします。
- ・**午前11時**現在において、学校やP T Aからの連絡・メール配信等があった場合は、午後から登校する場合があります。その場合は、昼食を済ませて登校させてください。

★地震による被害の状況には、地域や各家庭によっても大きな差がでる場合があります。
危険が予想されるような状況であると保護者が判断したときは、無理をせず自宅待機をさせてください。

② 登校途中で発生した場合

- ・地震が発生した時は、近くの安全な場所に避難する。
 - ・ブロック塀や倒れやすい物の側から離れる。
 - ・その後、第二次避難をする。避難場所は下記の通り。
(鈴鹿市地域防災計画による)
庄野小学校、庄野公民館、庄野集会所、古庄野集会所、汲川原公民館、
羽山共進集会所、羽山ラヴズ集会所、その他 近くの公園
- ※第二次避難場所では、自治会役員・管理人・P T A、地区委員等の方々の指示を受ける。
- ※家族は、避難場所まで子どもを引き取りに行く。

③ 始業後に発生した場合

- ・すぐに安全な場所（教室なら机の下等）に避難する。
- ・その後、全員が運動場に避難集合する。
- ・二次災害が予想されたり、発生したりした場合は子どもの安全保護のため、各家庭に児童を引き渡す。

★その他

- ・P T A会長等と連絡を取りながら、メール配信を通じて連絡します。
- ・引渡しの場合は、速やかに学校まで子どもを迎えに来てください。
- ・家庭の都合等で直ちに引き渡しが必要な場合には、保護者と連絡の上、引き渡しができるまで学校で待機しています。
- ・地震の被害が少なく、その後の安全が確認されて授業継続が可能な場合は、授業を行います。